

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

審査請求人代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人が平成29年11月6日に提起した、上記処分庁による生活保護法第24条第9項で準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）

第24条第9項で準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、平成[年]月から、処分庁から生活保護を受給しながら、
[REDACTED]（以下「本件住居」という。）において[REDACTED]をしている（弁明書、反論書）。
- (2) 審査請求人は、[REDACTED]
[REDACTED]、日常生活において常に車椅子を使用している障害者である（弁明書、反論書）。
- (3) 審査請求人は、平成[年]月、不動産業者を介して[REDACTED]
[REDACTED]物件を探したが、本件住居以外には見つからなかった（平成[年]月[日]付け反論書）。
- (4) 本件住居は、[REDACTED]駅から徒歩[分]の距離にあり、間取りは
[REDACTED]であり、家賃は月額[円]である（口頭意見陳述聴取結果記録書、反論書）。
- (5) 審査請求人は、平成29年9月19日、処分庁に対し、本件住居に係る住宅扶助の特別基準の適用を求めて、「生活保護法による保護変更申請書」を提出して保護の変更を申請（以下「本件申請」という。）した（乙第4号証）。
- (6) 処分庁は、同年[月][日]付けで、本件申請に対し、本件住居に係る住宅扶助の特別基準を適用しないこととする本件処分を行った（甲第1号証）。
本件処分に係る却下決定通知書には、却下理由として「現在お住まいの物件は、日常の起居動作のためスロープ等の特別な設備の備わった住居となっていないため、申請を却下します。」と記載されている（甲第1号証）。
- (7) 審査請求人は、同年11月6日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求人は車椅子を利用していることから、車椅子の回転のため、及び通路の幅が狭いと移動の自由が阻害されるため、広いスペースを必要とする。審査請求人は寝たきりではなく、電動車椅子を自ら操作して部屋の中を移動したり外出したりする。日常の動作は、全てヘルパーの介助によって行っており、平米数の少ない1Kタイプのアパートでは、車椅子で移動するためのスペースが確保できないため、通常より広いスペースが必要となる。

(2) 本件住居は、[REDACTED] であり、家賃は月額 [REDACTED] 円、[REDACTED] 駅から徒歩 [REDACTED] 分の距離にある。本件住居でなければならない理由は、次の二つである。

一つ目の理由は、駅から近いことである。審査請求人は [REDACTED] であるため、ヘルパー（若い女性も多い）が夜遅くに電車で通うので、駅から遠いと出勤できない。審査請求人が利用する [REDACTED] で24時間派遣してくれる事業所が [REDACTED] 市内ではなく、唯一あったのが [REDACTED] の事業所であるが、駅から遠いと通わせられないと言われている。

二つ目の理由は、必要最低限の広さが確保できることである。審査請求人が住むために必要な広さは、キッチンが6畳、居室が6畳と6畳の2DKタイプの物件、又はリビングダイニング12畳、居室6畳の1LDKである。なぜなら、キッチンに冷蔵庫、電子レンジ、食器棚、洗濯機及び掃除機を置くと非常に狭くなり、車椅子による回転及び移動に支障が出る。車椅子の縦幅は130センチであり、回転するには直径160センチの円をかけるスペースが必要である。また寝室には加湿器、介護用ベッド、床走行式介護用リフト（60×113センチ）及び介助用品を入れる棚を設置すると、こちらもキッチン同様に車椅子による回転及び移動に支障が出て動きが取れなくな

る。居室には、食事を見るためのテーブル、テレビ、不使用時床走行式介護用リフト（60×113センチ）の収納、車椅子で移動及び回転し、衣服の着替えをするスペースが必要である。それに加えて、ヘルパーが安全に介助するために必要なスペースが確保できない。安全な介助が出来なくなると、ヘルパーが怪我をするおそれや、審査請求人に怪我をさせてしまうおそれがある。

(3) 審査請求人は、数多くの不動産屋を巡り、他にも住めるような物件がないかしらみつぶしに探した結果、住宅扶助の一般基準の額で賄える物件が見つからなかった。唯一、本件住居が見つかったので、処分庁に本件申請をしたところ、特別基準の適用はないと言われた。審査請求人は、処分庁に対し、

「[REDACTED]
[REDACTED]」と相談をしたところ、処分庁から「今回は審査請求人の状況を踏まえ処分庁でも物件を探してみる」との説明を受けた。その後、処分庁から連絡があり、5件ほど物件を見せてもらったが、すべて[REDACTED]市内のものではなく[REDACTED]市内のものであった。このことはすなわち、[REDACTED]市には住宅扶助の一般基準額の範囲内で審査請求人が住める条件を満たす物件がないことを意味する。

2 処分庁の主張

(1) 住宅扶助の特別基準の適用については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第7の4の(1)オでは、「当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(カ、キ及びクにおいて「特別基準額」という。)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定しても差しつかえないこと。」とされている。

この「やむを得ないと認められるもの」については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 第7の問56では、「世帯に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」と基準が示されている。審査請求人は、[REDACTED]

[REDACTED]ことを確認している。よって、自らが車椅子を使用するために通常より広い居室を必要とする者とは認められない。

「生活保護マニュアル2017.8」(平成29年7月7日付け社福第493号埼玉県福祉部社会福祉課長通知。以下「生活保護マニュアル」という。) 間5-84では、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」について、「日常の起居動作のためのスロープ等の特別な設備の備わった住居を必要とする場合をいう。」とされているが、審査請求人は日常の起居動作は全て介助によっているため、日常の起居動作のためのスロープ等の特別な設備の必要性がなく、現に本件住居には特別な設備は備わっていない。また、本件住居の賃貸人からスロープ等の特別な設備の改修は認められてない。

以上のことから、本件住居は、住宅扶助の特別基準が適用となる「やむを得ないと認められるもの」に該当するものではなく、本件処分に係る処分庁の判断は正当である。

- (2) 処分庁が審査請求人に対して[REDACTED]市内の物件を紹介したことについては、
当時、審査請求人の保証人及び緊急連絡先となる者が[REDACTED]市に居住していたことから、[REDACTED]市内の物件のほうが入居しやすいとのことにより、不動産会社の紹介により提示したものである。よって、これが[REDACTED]市内に住宅扶助の一般基準額の範囲内の物件がないことを意味するものではない。

- (3) 審査請求人にとって介助を含めた車椅子利用のためのスペースは必要であ

るとしても、一般基準の限度額内で考慮すべきであり、審査請求人が希望するような通常より広いスペースは必要とは考えられない。車椅子を利用していることが、直ちに、広いスペースや居室、及び過度な部屋数を備えた住宅を必要とすることや、そのために住宅扶助の限度額を超えてまでの高額な家賃を認めるものではない。なお、審査請求人が一般基準額以上の物件である本件住居に居住したいのであれば、個別的特殊事情を勘案して基準生活費に上積みされている障害者加算分（月額 [REDACTED] 円）を、住宅費の基準額を超える部分に補填することもできることから、更に上乗せして住宅費の特別基準を適用する必要はない。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、住居、補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われる（法第14条）。保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とするとされ（法第8条第1項）、保護の基準別表第3の1では、住宅扶助の基準額として、家賃、間代、地代等の額（月額）及び補修費等住宅維持費の額（年額）が定められており、保護の基準別表第3の2では、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるとき」は、「厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする」とされている。

審査請求人が居住する [REDACTED] 市は、級地区分が [REDACTED] の地域とされており（保護の基準別表第9の2(1)）、上記基準額は [REDACTED] 円以内とされ（保護の基準別表第3の1）、上記厚生労働大臣が定める額は世帯人員が [REDACTED] の場合、[REDACTED] 円とされている（「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通

知)」(平成27年4月14日社援発0414第9号各知事・各市長宛厚生労働省社会・援護局長通知) 1(1)別記2参照)。

(2) 住宅扶助の特別基準額の認定について、局長通知第7の4の(1)オでは、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額(オにおいて「世帯人員別の限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額(略)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」とされており、世帯人員が■の場合、その率は「■」とされている。

ここにいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」について、課長通知第7の問56では、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう」とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) これを本件についてみると、審査請求人は■日常生活において常時車椅子を使用している障害者であることから、課長通知第7の問56にいう「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」に当たり、局長通知第7の4の(1)オにいう「世帯員の状況によりやむを得ないと認められるもの」に該当するといえる。

そうすると、本件住居の家賃は月額■円であるところ、■市

における [REDACTED] 世帯の場合の限度額は [REDACTED] 円とされ、審査請求人の世帯人員は [REDACTED] であるから上記限度額に [REDACTED] を乗じて得た [REDACTED] 円を特別基準額として、その範囲内において住宅費として必要な額を認定して差し支えないものであるから、本件においては、本件住居の家賃月額である [REDACTED] 円を住宅費として認定すべきである。

(2) 処分庁は、審査請求人が身体の障害により日常の起居動作を本人自ら行うことがないため、自らが車椅子を使用するために通常より広い居室を必要とする者とは認められないとしているが、課長通知第7の問5-6にいう「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」の解釈において、当該車椅子を操作する者が当該障害者本人であるか又はその介助者であるかによって、住宅扶助の特別基準の適用について異なる取扱いをする趣旨を含んでいるとは解されない。

また、処分庁は、本件処分の理由として、処分通知書に「現在お住まいの物件は、日常の起居動作のためスロープ等の特別な設備の備わった住居となっていなかったため、申請を却下します。」と記載し、審査請求人が日常動作の全てを介助によっているためスロープ等の特別な設備の必要性がなく、現に本件住居には特別な設備は備わっておらず、審査請求人は本件住居の賃貸人からスロープ等の特別な設備を設置するための改修を認められてもいないから、生活保護マニュアル問5-8-4にいう「日常の起居動作のためスロープ等の特別な設備の備わった住居を必要とする場合」に当たらないとし、住宅扶助の特別基準を適用する場合に該当しないとしている。

しかしながら、生活保護マニュアル問5-8-4では、課長通知第7の問5-6における住宅扶助の特別基準の適用に当たっての実務上の留意点として、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」について「世帯員が車椅子使用のため通常よりも広いスペースを必要とする場合や、日常の起居動作のためスロープ等の特別な設備の備わった

住居を必要とする場合をいう。」とされているのであるから、①「世帯員が車椅子使用のため通常よりも広いスペースを必要とする場合」又は②「日常の起居動作のためスロープ等の特別な設備の備わった住居を必要とする場合」のいずれか一方を満たせば「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合」に当たるものと解するのが相当である。

本件では、審査請求人は上記①「世帯員が車椅子使用のため通常よりも広いスペースを必要とする場合」に該当するのであるから、審査請求人が上記②に該当しないことのみを本件処分の理由とすることはできない。

(3) ところで、審査請求人は、[REDACTED]

[REDACTED]と主張

するが、これらは必ずしも本来の居住スペースとして確保しなければならない部分とは認められないから、本件住居のうちこれらの用途に限定して必要とする部分があるとすれば、その部分を含めて審査請求人が居住するための必要最小限度の広さであると認めるのは困難であると言わざるを得ない。

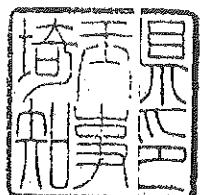
もっとも、審査請求人は[REDACTED]車椅子を使用する障害者であることから、[REDACTED]ができる住居を探そうとすれば、アパートの1階などの階段の昇り降りが必要ない物件など物理的な制約があるばかりでなく、そもそも障害者に部屋を貸してくれる大家が少ないといった実態もあるというのであるから、こうした事情の下で審査請求人にとって必要最小限度の広さの住居を探し出すことが容易なことではないことは想像に難くない。そんな中、審査請求人が真摯に探した結果、本件住居の他に条件に合う物件を探し出すことができなかったこと、処分庁に対して他に条件に合う物件探しを依頼した結果、処分庁からは適切な物件の紹介がなかったこと等を考慮すれば、本件住居は、現時点において、審査請求人が居住し得る唯一の物件であると認めるのが相当である。

したがって、本件住居について、住宅扶助の特別基準を適用することが違法又は不当となることはない。

(4) 以上のとおり、本件処分は、法令及び処理基準等の解釈及び適用を誤ってされた違法又は不当な処分であり、本件申請に対して住宅扶助の特別基準を適用すべきである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。



平成31年3月29日

審査官 埼玉県知事 上田清

